

岡崎市DV対策基本計画

岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画

平成24(2012)年度～平成27(2015)年度

平成24年3月

岡崎市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 計画の基本理念	3
2 計画の基本目標	4
3 計画の体系	5
第3章 計画の内容	6
基本目標Ⅰ 被害者の早期発見と相談体制の充実	6
1 相談窓口の周知とDVの早期発見	6
2 相談体制の充実	8
3 相談対応者の資質向上	10
基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と自立支援	12
1 被害者の安全・安心の確保	12
2 被害者の自立・回復の支援	14
基本目標Ⅲ 関係機関等との連携充実	16
1 庁内の連携体制の充実	16
2 関係機関との連携強化	17
基本目標Ⅳ あらゆる暴力を許さない社会づくり	18
1 市民への啓発	18
2 若い世代への教育	20
3 職員等への研修	22

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「配偶者からの暴力」（ドメスティック・バイオレンス*＝Domestic Violence、以下「DV」という。）は、長い間、家庭内の問題と捉えられ、夫婦げんかの延長と考えられがちでした。DV被害者（以下「被害者」という。）の多くは女性ですが、「夫が妻に対して暴力を振るうのは仕方ない」「妻は夫に従うもの」との女性を従属的な立場に置く考えから暴力被害と認識されないことも多く、被害者は助けを求めることもままならず、救済支援が必ずしも十分とは言えない状況が続いてきました。

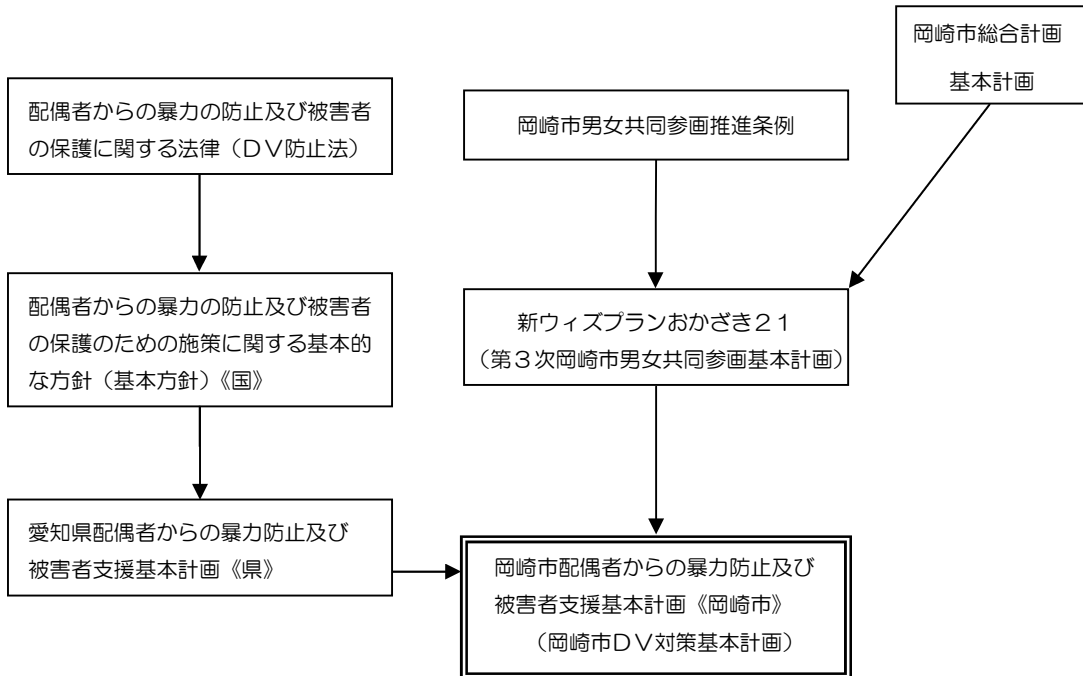
こうした状況のなか、平成 13 年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定され、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることが明示されました。さらに、国及び地方公共団体にDVの防止と被害者の保護を図る責務があることが明記されました。平成 16 年6月の一次改正を経て、平成 19 年7月の二次改正では、市町村における基本計画の策定が努力義務とされるなど、市町村の担うべき役割が強化されました。

岡崎市においても、平成 23 年4月に策定された「新ウィズプランおかげざき 21」（第3次岡崎市男女共同参画基本計画）の基本的課題の一つに「女性に対する暴力の根絶」を掲げ、DV対策の推進に取り組んできましたが、より具体的な防止策と被害者支援に取り組み、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶に向けた施策を総合的、一体的に推進するために、「岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

*ドメスティック・バイオレンス…直訳すると「家庭内の暴力」となりますが、本計画では「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用します。また、「暴力」とは、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

2 計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第3項に基づき定めるものです。また、「新ウィズプランおかざき21」を上位計画とします。



3 計画の期間

平成24年度から平成27年度までの4年間とします。

なお、DV防止法の改正や国の基本方針が見直された場合、あるいは社会情勢の変動や市民ニーズの変化などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、「新ウィズプランおかざき21」の改訂に併せて、計画期間を合わせるものとします。

年度	H15～H22	H23	H24	H25	H26	H27
計画	← ウィズプランおかざき21 →		← 新ウィズプランおかざき21 →			
計画策定		← 岡崎市DV対策基本計画 →				

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。また、男女共同参画社会基本法においては、性別に関わりなく、それぞれが一人の人間として能力を発揮できる社会を実現するための基本理念の一つとして「男女の人権の尊重」が掲げられています。

しかしながら、本来対等な関係であるべき配偶者間において、相手の人格を否定し、従属的な関係を強要するDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻む大きな問題となっています。

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特質があります。また、暴力の原因が個人にあるかのように、問題の存在そのものが否定されてしまうこともあります。さらに、被害者の多くは女性ですが、その背景には職場や家庭など社会における男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況や過去からの女性差別の意識の名残があるとされています。

このような状況を改善するには、市民に最も身近な行政主体である市町村の役割が重要になります。相談から自立まで被害者の人権を尊重し安全に配慮した切れ目のない支援を行うとともに、男女が互いに尊重しあい暴力を許さないという意識を社会へ浸透させることによってDVの予防を図ることは、市町村の重要な責務です。

これらを踏まえ、岡崎市は「配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして」この計画を推進します。

2 計画の基本目標

配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして、次の4つを基本目標とし、目標達成に向けて10の基本施策を設定し推進します。

基本目標

I 被害者の早期発見と相談体制の充実

DV被害の重症化を防ぐためには、被害者の早期発見と相談が有効です。相談時においては、被害者の声に耳を傾けて、被害者の意思を尊重し、一人ひとりのニーズや状況に応じた支援を行い、安心を提供することができるよう体制の充実を図ります。

II 被害者の安全確保と自立支援

被害者の安全確保を最優先するとともに、自立に向けて取り組む被害者に寄り添い、自らの力で考え行動できるように支援します。また、被害からの回復においては、被害者が本人らしさを取り戻すことができるよう支援します。

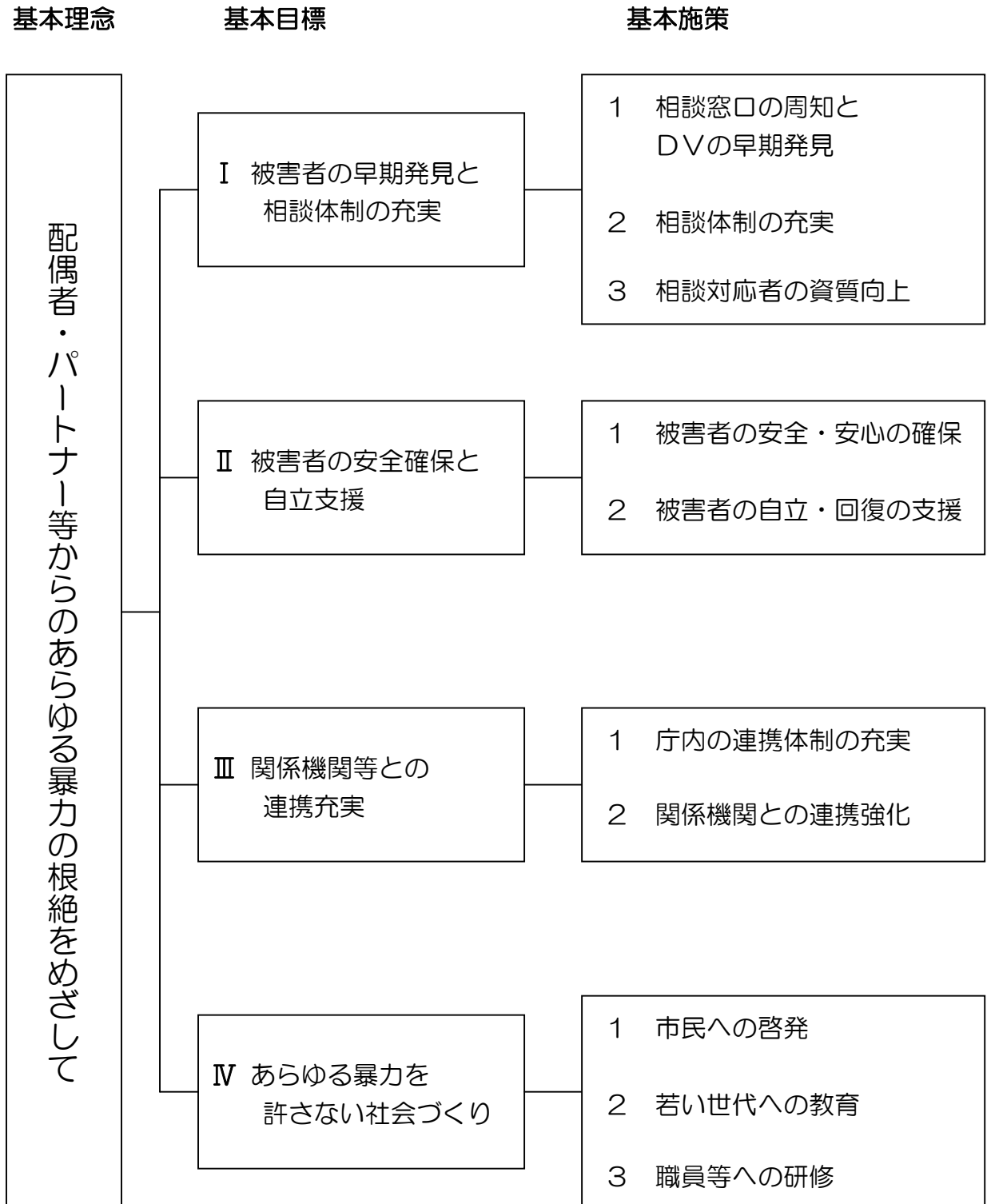
III 関係機関等との連携充実

被害者の発見から相談、安全確保を経て、自立支援に至るまで切れ目のない支援を行うことができるように、被害者に関わる関係機関による連絡会議を開催し連携を促進します。

IV あらゆる暴力を許さない社会づくり

「暴力を許さない・DVを容認しない」という市民意識を高め、男女が互いに人権を尊重し、配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力がない安全で安心な社会をめざします。

3 計画の体系



第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 被害者の早期発見と相談体制の充実

市民へDVに関する正しい情報を伝え、被害者やその身近な支援者へDV被害の気づきを促すことによって被害の潜在化を防ぐとともに、相談の機会を逃すことのないよう相談窓口の周知を図ります。また、相談に訪れる被害者が安心して相談を受けられるように、被害者心理に配慮した体制を整備します。

基本施策1 相談窓口の周知とDVの早期発見

現状と課題

本市では、平成18年度より「女性相談」窓口を開設し、DVを含む女性が抱える悩みや問題について相談を受けてきました。平成20年度からは、相談拠点を現在の岡崎市図書館交流プラザ・りぶら（以下「りぶら」という。）に移しました。市民にとって訪れやすい環境を整えたことにより相談件数が急増し、特にDVに関する相談件数は平成19年度から22年度の4年間で13.6倍に増加しました。

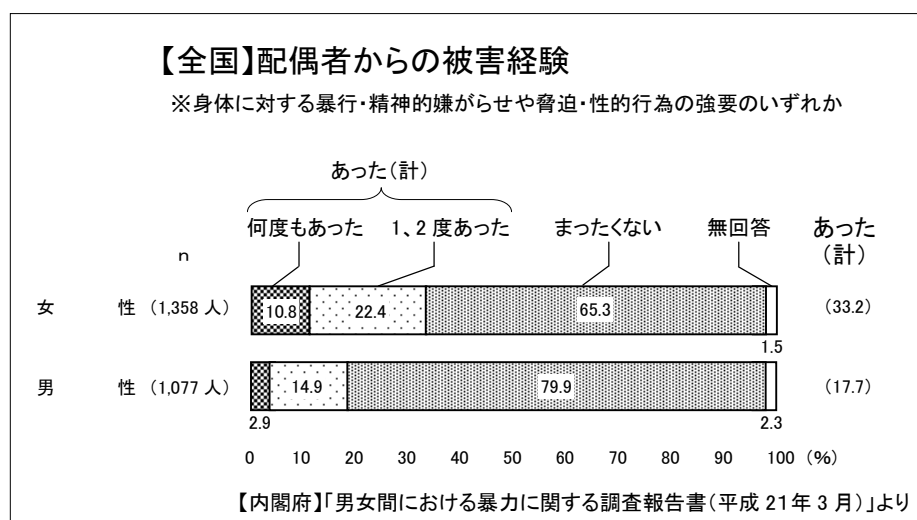
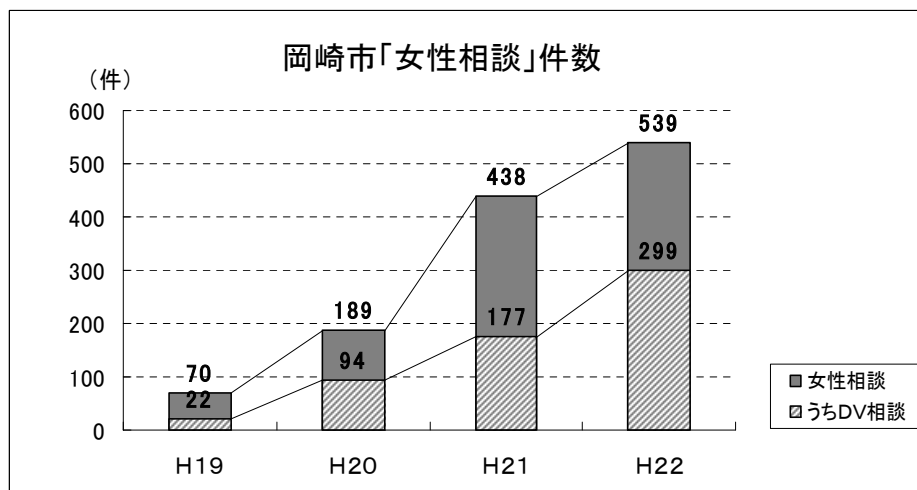
このことから、一見被害が表面化してきたようにみえますが、いまだ被害者は家庭内の問題を話す恥ずかしさから相談をためらうことや、自分さえ我慢すればよいと考えることがあります。また、繰り返し暴力を受けているうちに、暴力に対する感覚が麻痺して相談するほどのことではないと考える被害者もいます。さらに、DVには身体的暴力のみならず精神的暴力等の様々な形態があることを知らず、被害に遭っていることすら気がつかない場合もあります。このような理由から、被害が潜在化し相談に訪れることができない被害者がいまだ多くいると考えられ、被害者が孤立を深める間に暴力がエスカレートし、被害者が危険な状況に陥ることは少なくありません。

このため、被害の深刻化を防ぐためには、広く相談窓口の周知を行うことはもとより、被害者や支援者がDVに対する正しい理解を得られるようにDVに関する情報を広報することが必要です。

また、庁内のあらゆる窓口において、被害者の立場や心情に配慮する視点を持ち被害者の早期発見に努めるとともに、速やかに被害者を相談窓口につなげることが大切です。さらに、被害者の生活圏内において被害を発見しやすい立場にある民生委員等の地域福祉関係者や医療機関にも協力を求めていく必要があります。

取組内容

- (1) 市政だよりやホームページ、情報誌などを活用し、DVに関する正しい情報を広報するとともに、広く相談窓口情報の周知を図ります。
- (2) 相談窓口の情報を掲載したカードやリーフレットを作成するとともに、国や県等が作成した啓発用リーフレットと併せて、被害者の目に触れやすい場所に設置することで相談窓口の周知を図ります。
- (3) 地域福祉関係者や医療機関など被害者に身近な関係機関の協力を求め、相談窓口の周知の拡大を図ります。
- (4) 庁内の各窓口において、被害者の早期発見の視点を持って対応することで適切な相談窓口につなげます。



基本施策2 相談体制の充実

現状と課題

平成20年度のりづら開館にあたり、従来の「女性相談」、「女性のための法律相談」に加えて新たに「女性のための電話相談」を開設し、さらに「女性相談」においては、予約日以外にも被害者のニーズに合わせて、相談を受ける体制を整えてきました。また、平成23年度にはDV被害の専門相談窓口として家庭児童課に「DV相談」窓口を開設し、より多くの相談を受けることのできる体制の整備を進めてきました。

両相談窓口には、DV問題に精通した常勤相談員の配置を図り、被害者心理に配慮することにより、相談時における被害者への安心感の提供及び適切な助言に努めています。

今後、被害者の抱える多様な背景や複合的な問題からくる多種多様なニーズに応えることのできるよう、相談体制の更なる拡充についての検討が必要です。

また、両相談窓口においては、被害者の置かれた環境や状況に理解を深め、適切な対応を行うことが必要です。さらに、被害者が安心して相談することができるように、安全な環境で相談が行われることも必要です。

取組内容

- (1) 高い専門性を有した相談員の安定的な確保と配置を図り、相談体制の強化に努めます。
- (2) 被害者が高齢者や障がい者の場合は、それぞれのニーズに応じた福祉施策を提供します。また、被害者が外国人の場合は、通訳を介してきめ細やかな相談を行います。
- (3) 相談事例については、ケース検討を通じて相談員のみならず相談業務を担う職員すべてで情報を共有し、被害者に対する適切な支援の提供に努めます。
- (4) 被害者が安心して相談することができるよう、相談窓口の安全に留意します。

基本施策3 相談対応者の資質向上

現状と課題

DV相談の中には心身のみならず生命の危険にも関わる相談もあることから、相談対応者である相談員や職員は被害者の安全と安心のため、暴力の特性を理解し、状況を見極めるとともに、被害者の心情に配慮し、本人の意思を尊重することに努めています。さらに、被害者のニーズを理解し、それぞれの事情に応じた的確な情報提供と支援を行うことが必要となります。このような情報提供の内容等が被害者の意思決定に大きく影響することから、相談対応者の資質の向上を図り、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題への対応力向上に努めています。

また、長期的に繰り返される暴力により、人としての尊厳や生きる気力を奪われ、心身に深刻なダメージを受けた被害者からの相談も多いため、相談員は心理的支援を中心に相談が回復や自立のスタートラインとなるよう被害者のエンパワメント*に努めています。

こうしたことから相談対応者は、被害者の抱える問題に適切に対応するため、更なる専門知識の習得や支援施策提供のための関係機関等との連携に努める必要があります。

また、DVの被害者支援の特性から、相談員は無力感や燃え尽き等の精神的疲労を起こしやすいといえます。問題を一人で抱え込むことや、二次受傷*を防止するため、組織によるバックアップ体制の強化を図る必要があります。

*エンパワメント・・・被害者が抱える問題に対して自分で意思決定し、問題解決に向けた社会的な力を身につけること。

*二次受傷・・・相談対応者が悲惨な暴力被害を見聞きすることにより、被害者と同様な心理的苦痛を感じ、精神的ダメージを受けること。

取組内容

- (1) 相談対応者は、ケース会議*を通じて被害者理解を深め、支援に際しての対応力の向上を図ります。
- (2) 研修への参加やスーパービジョン*の実施により、相談員の総合的かつ実践的な相談力の向上を図ります。
- (3) 相談員の職務の特性に配慮したバックアップ体制を整備し、二次受傷予防やバーンアウト*防止に努めます。

*ケース会議…ケースを複数の相談対応者の異なる視点から見ることで、より深い分析を行い、今後の対応方針を検討する会議。

*スーパービジョン…相談員が専門的能力の向上のために、より経験の深い専門家から事例報告等を通じて受ける指導。

*バーンアウト…被害者支援の特性上、成果が見えにくく達成感が得にくいため、熱心に支援を行ってきた相談員等が、無力感を感じて燃え尽きたように意欲をなくしてしまうこと。

基本目標Ⅱ 被害者の安全確保と自立支援

被害者の安全確保と心理的負担軽減のため、支援を行う際のワンストップサービス*の充実を図ります。また、生活再建と心身の回復を目指す被害者のニーズと状況に応じた切れ目のない支援を行います。

基本施策1 被害者の安全・安心の確保

現状と課題

危険から逃れてきた被害者は、常に加害者からの追跡の恐怖にさらされています。また、長期にわたり暴力による支配を受けてきたことから、無力な状態に置かれ心身にダメージを負っています。やっとの思いで家を出てきて、着の身着のままであることも少なくありません。

危険から逃れても、将来の生活に対する不安や支配による心理的影響によって、加害者から離れることをためらうことがあります。また、被害者は年齢や国籍、障がい、子どもの有無など一人ひとり異なる背景を有しており、それが避難をためらう理由となることもあります。

このため、支援窓口においては、被害者に安全な環境を提供することはもちろん、支援を受けられるという安心感を持てるようにすることが必要です。また、被害者本人の意思に基づいて一時保護やその他安全確保に必要な手続きを行う際には、被害者の安全と心理的負担軽減を図るとともに、迅速かつ円滑な対応が必要です。さらに、DVが存在する家庭内の子ども*も、一人の被害者として適切に対応することが必要です。

*ワンストップサービス…加害者との遭遇を防ぐという安全上の観点から各課窓口職員が出向いて一ヶ所で手続きを行うことや、被害者の負担軽減のため支援の窓口を一つに定めて総合的な調整を行うこと。

*DVと児童虐待との間には深い関連があると言われています。子どもが配偶者・パートナー等からの暴力を目撃することによる心理的虐待だけでなく、身体的虐待なども存在している場合が多数あることから、DVの相談時には、子どもの状況について確認するなど、児童虐待の早期発見に努める必要があります。

取組内容

- (1) 安全確保にかかる庁内手続きの際は、ワンストップサービスによって対応します。
- (2) 一時保護*に際しては安全に配慮し同行支援を行うとともに、一時保護に至るまでに安全な避難場所が必要な場合は、一時的に宿泊施設の提供を行います。
- (3) 高齢者や障がい者等、被害者の多様な背景とニーズに応じた適切な支援を行います。
- (4) 被害者が警察への援助の申し出や保護命令*等を利用できるように情報提供と助言を行うとともに、関係各課における被害者と同伴家族の個人情報保護を図ります。
- (5) 被害者の子どもの安全にも十分に配慮し、児童相談所と迅速かつ適切に連携します。
- (6) 被害者を支援する職員等の安全にも配慮します。

なぜ被害者は逃げないのか

被害者が「逃げない」「逃げられない」理由は様々です。

恐怖感

…「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖。

無力感

…「自分は加害者から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態。

複雑な心理

…「暴力を振るうのは私のことを愛しているから」「いつか変わってくれるはず」と考え、被害者であることを自覚することが困難。

経済的問題

…配偶者の収入がなければ生活することが困難な場合は、将来の生活が不安。

子どもの問題

…子どもの安全や就学のことが気にかかる。

失うもの

…仕事を辞めなければならないなど、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きい。

参考:【内閣府】「配偶者からの暴力被害者対応の手引き(平成20年3月)」

*一時保護…県の女性相談センターにおいて、被害者とその子どもの安全確保のため、一時的に保護すること。

*保護命令…被害者が配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、被害者の申立てにより、裁判所が一定期間、配偶者を被害者から引き離すために発する命令。

基本施策2 被害者の自立・回復の支援

現状と課題

DV被害から逃れた被害者は、帰る場所を失い、仕事を辞めなければならぬなど、安全と引き換えに今までの生活を断ち切らざるを得ない場合が少なくありません。そのため、被害者が新たな生活を始めるときには、仕事や住宅、生活費、子どもの転校など複数の取り組むべきことを同時に抱えることとなります。

加害者から離れても、強引に接触を迫られる危険性は依然残っており、また、暴力による影響から、被害者にうつやPTSD*等の深刻な症状が現れることもあります。さらに、DVが存在する家庭の子どもは、心身の成長および人格形成に重大で深刻な影響を受けやすく、情緒不安や不登校に陥ることがあります。

暴力により支配された被害者は、日々、恐怖や不安を感じ、緊張した生活を余儀なくされており、自ら考え決定する力や機会を奪われてきました。このことから、被害者の自立支援においては、被害者が自分の問題を解決するために自分自身で決定し行動できるように支えることが最も重要です。

よって、被害者のニーズと状況に応じた支援情報の提供を行うとともに、負担軽減と手続きの円滑化を図るため、関係機関への同行支援や状況の補足説明等が必要です。さらに、新たな地で孤立しがちな被害者とその子ども同士が集まり支えあえる居場所を提供することで、心身の回復と問題解決への前向きなきっかけづくりを図り、被害者の自立のために切れ目のない支援を行うことが必要です。

*PTSD・・・外傷後ストレス障害。災害や犯罪被害等の後に生じる精神的不調であり、恐怖感が繰り返しよみがえる、刺激に対して過敏になる、不眠やイライラが続くなどの症状があります。

取組内容

- (1) 母子生活支援施設への入所や公営住宅入居の紹介、目的外使用許可による市営住宅への一時入居の案内等、被害者の住まいの安定に努めます。
- (2) 各種手当、母子・寡婦福祉資金、生活保護等の福祉施策を活用し、生活の自立を支援します。
- (3) 転校や保育園への入園、就学援助など、子どもに関する各種制度の案内や手続きの支援をします。
- (4) 母子家庭等就業支援センター事業など就労や資格取得等に関する情報を提供します。
- (5) 被害者とその子どものための自助グループ（サポートグループ*）活動を支援します。
- (6) 離婚等に係る法テラス*の活用など、各種制度の情報を提供するとともに、必要に応じて手続き時の同行支援等を行います。
- (7) 民間団体が持つ様々な支援メニューの活用に努めます。
- (8) 本市の実情に即した配偶者暴力相談支援センターのあり方等を検討し、備えるべき支援施策、県との役割分担や連携等の機能の充実を図ります。

*サポートグループ…同じ地域で暮らす被害者と子ども同士が集まり、体験や感情の共有と情報交換を行うことによって、DV被害により奪われた安心感や自尊心を取り戻し、地域での自立につなげる活動。

*法テラス…日本司法支援センターの愛称。刑事・民事を問わず、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように、総合法律支援法に基づき設立された法人。

*配偶者暴力相談支援センター…被害者に対する相談、支援に関する情報提供、関係機関との連絡調整を行うなど、身近な相談窓口として継続的な支援を行う被害者支援の中心的な役割を果たす施設。

基本目標Ⅲ 関係機関等との連携充実

被害者の抱える問題を一つの部署や機関のみの支援で解決することは困難です。庁内の関係各課の連携を核として、被害者の支援を担う関係機関が連携協力体制を構築し、被害者の発見から自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

基本施策1 庁内の連携体制の充実

現状と課題

本市では、平成20年度に庁内の関係各課による被害者への適切な支援や連携体制のあり方について協議するために「岡崎市DV対応庁内連絡会議」を設置しました。

さらに、具体的な庁内連携を図るために「岡崎市DV被害者対応マニュアル」を整備し、DVに対する正しい理解及び被害者の抱える問題を共有することにより、被害者に対する迅速な対応及び円滑な支援を行ってきました。具体的な取り組みとして、被害者が支援を必要とする窓口へ相談する際には、相談対応者が同行し補足説明することにより、窓口職員を相手に辛い体験を何度も繰り返し説明することがないよう、精神的負担の軽減に努めています。

被害者支援の根幹となる庁内関係各課との更なる連携促進を図るために、定期的に庁内連絡会議を開催し、情報の共有と問題の解決に向けての協力体制の強化に努める必要があります。

取組内容

- (1) 危険から逃れてきた被害者の状況を把握し、必要となる施策の担当窓口と速やかに連携・対応することによって安全の確保及び安心感の提供に努めます。
- (2) 被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するため、被害者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、庁内の連携体制の充実に努めます。
- (3) 被害者の抱える問題の多様さに対応するために、関係機関の持つ各種施策を状況に応じて活用し、速やかな解決を図るよう努めます。

基本施策2 関係機関との連携強化

現状と課題

被害者は、多様な背景から複雑多岐にわたる問題を抱えているため、その問題解決を図り、安全を確保し安心を得ながら生活をしていくためには、関係機関の各種施策及び様々な社会資源の活用が必要となります。しかしながら、被害者に対する支援は一つの機関ですべて解決できるものではなく、DV相談を受ける機関、安全を確保する機関、一時保護にあたる機関、自立支援を担う機関等が連携協力して初めて推進することができます。

また、関係機関との連携は、被害者の更なる被害の防止と安全確保及び自立支援を円滑に推進することを目的とすることから、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において関係機関が共通認識を持ち、緊密かつ有機的に連携していくことが必要となります。その際、他の機関に被害者の情報を提供する場合は、被害者のプライバシーに十分配慮し、本人の同意を得ることが必要です。

取組内容

- (1) 被害者の安全確保のために警察や女性相談センター等の関係機関との円滑な連携及び協力体制を強化し、支援の充実に努めます。
- (2) 連携に不可欠な情報を共有するためには関係機関相互の信頼関係が必要であるため、平成24年度に「要保護児童・DV対策協議会(仮)*」を設置します。関係者が一堂に会するこの協議会を通じて、関係機関同士の協力関係の強化推進に努めます。
- (3) 県の配偶者暴力相談支援センターとの役割分担や連携のあり方を検討し、機能の充実に努めます。

*要保護児童・DV対策協議会(仮)・・・要保護児童及びDV被害者の早期発見と適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育・警察等の関係機関との円滑な連携を目的とします。

基本目標Ⅳ あらゆる暴力を許さない社会づくり

市民や若い世代等に対し、男女が互いに尊重し、対等な関係を築けるよう、個人の尊厳を傷つけるDVの予防啓発の拡充や教育・学習の充実を図ります。配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力がない社会をつくるため、DV根絶のための施策を推進します。

基本施策1 市民への啓発

現状と課題

平成20年度に実施した市民意識調査*では、DVが「テレビや新聞で社会問題になっていることを知っている」割合が73.8%であり、社会問題としてのDVという言葉は認知度が高くなってきていますが、一方で「DVが人権侵害であることを知っている」割合は47.0%と低くなります。

また、平成22年度に開催したDVに関する講演会後のアンケートでは、「DVには様々な暴力の形態があることを初めて知った」「暴力によって相手を思い通りに支配していることがわかった」という内容の意見が多くみられ、DVの詳しい内容が理解されていない現状がわかりました。

人は法の下に平等であることが保障されていますが、DVが存在する配偶者・パートナー間では本来対等であるはずの関係が崩れ、一方が他方を支配する構造となっています。また、その背景には「男は仕事、女は家庭」というような性別役割分担や男女の不平等の意識があると言われてしています。

このような現状から、身体的暴力だけでなく精神的暴力や経済的暴力等、心や尊厳を傷つけるあらゆる暴力がDVであるとの認識を広めることが必要です。さらに、DV根絶のためには、DVを個人や家庭内の問題ではなく社会の問題であると捉え、「暴力を許さない・DVを容認しない」という市民意識を高めることが必要です。

*ウィズプランおかざき21（第2次岡崎市男女共同参画基本計画）の見直しにあたっての市民意識調査。

取組内容

- (1) 市民に向けたDV理解のための研修会・講演会・講座等を開催し、啓発を図ります。
- (2) 市政だより・ホームページ・情報誌などを活用し、広く市民へDVに関する正しい情報の周知を図ります。
- (3) 国や県が行うDV防止事業にあわせた啓発を行います。

暴力の形態

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">身体的暴力</div> <ul style="list-style-type: none">● 殴る ● 蹴る● 刃物などを体につきつける● 髪をひっぱる● 首をしめる● 物を投げつける など	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">精神的暴力</div> <ul style="list-style-type: none">● 大声でどなる● 人格を否定するような暴言を吐く● 無視する● 子どもに危害を加えると言って脅す など
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">性的暴力</div> <ul style="list-style-type: none">● 性行為を強要する● ポルノ雑誌などを見せる● 避妊に協力しない● 中絶を強要する など	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">経済的暴力</div> <ul style="list-style-type: none">● 生活費を渡さない● 女性が働き収入を得ることを妨げる● 借金を重ねる など
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">社会的暴力</div> <ul style="list-style-type: none">● 外出や親族・友人との付き合いを制限する● 行動を監視する● 電話やメールを細かくチェックする など	

参考:【愛知県】「パートナーとの関係に悩んでいるあなたに」

基本施策2 若い世代への教育

現状と課題

最近では、交際相手からの暴力である「デートDV*」への関心が高まってきています。デートDVが起こりがちな若い世代では、交際相手からの身勝手な要求や束縛を愛情と勘違いしやすく、相手に自分の価値観を押し付けて思い通りにしようとしたり、自分にとって無理なことでも受け入れようとしたりして、知らず知らずのうちにデートDVの加害者にも被害者にもなってしまいう可能性があります。

心身ともに未発達である若い世代の人たちは、被害を受けた場合の影響が大きく、社会性や心理的な発達に支障をきたすこともあり、デートDVについての啓発や暴力に対する正しい理解を促すことは若い世代の将来にとってとても重要です。

本市の学校教育では、道徳の授業や学級会などで「命の大切さ」や「いじめ、暴力の追放」等の人権問題への取り組みを行っていますが、DVを予防するためにも、子どもの頃から男女が互いに人権を尊重し、暴力は絶対に許さないという意識を一人ひとりに根付かせることが重要となります。

教育現場においても、暴力によらない関係づくりのためにコミュニケーション能力の向上や、嫌なことを嫌と言える、あるいは、しないというような「自分を大切にするとともに他人も大切にできる」ようにすることが、デートDVの防止になります。

また、デートDVの相談先となる学校関係者や保護者には、適切なアドバイスや支援ができるように、デートDVについて正しい理解を図る必要があります。

*デートDV・・・高校生や大学生といった若い世代にみられる、交際相手との間に起こるDV。DVと同様に様々な暴力の形態があり、一方的に相手を支配しようとするものです。

取組内容

- (1) 「デートDV防止」のリーフレットやカードを作成し、学校等を介して配布します。また、若い世代が多く利用するりづら等の施設に設置します。
- (2) 学校等へ向けた出前講座を開設し、若い世代に向けて、デートDVに対する正しい理解の促進に努めます。
- (3) 教育関係者や保護者向けのデートDV研修を実施します。
- (4) 学校教育では、命の大切さや思いやりの心を学ぶ機会などを通して、人権を尊重する教育を行います。また、男女共同参画の視点に立った人権問題について学習する機会を設けます。

基本施策3 職員等への研修

現状と課題

被害者は、長期にわたる暴力被害による自尊心の低下や、行動の制限・監視等を受けてきたことによる社会との関わりの希薄化により、孤立しやすい状況にあります。このような被害者が市役所を訪れたり地域において生活する中で、被害に気づいた際には、被害の深刻化を防ぐためにも被害者を相談や支援の窓口へ効果的につなぐことが大切です。

市役所には様々な人が訪れ、各課業務に応じた相談を受けていますが、その中でDV被害が発覚することも少なくありません。また、被害者の住む地域において最も身近な存在である民生委員などの地域福祉関係者は、その活動の中で被害者の相談を受けたり、被害を見聞きしたりすることがあります。さらに、被害者が心身の傷を抱えて医療機関を訪れることは少なくなく、医療機関は日常業務の中でDV被害を発見しやすい立場にあるといえます。

家庭の中に埋もれがちなDV被害が表面に現れた際に、被害者を見過ごさずに相談窓口へ案内することは、被害者にとって自ら前に向かって歩みだすことのできる機会となり得ます。

被害者は一人ひとり抱えている問題が異なり、自らの置かれた状況に対して抱えている感情も異なります。見え隠れする被害状況の中で、職員や地域福祉関係者が被害者に適切に対応するためには、相談窓口の情報のみならず、DVに対する正しい知識と被害者への理解が不可欠です。被害者自らが相談に向かう気持ちを呼び起こすため、職員等が必要な知識を習得する場が必要です。

取組内容

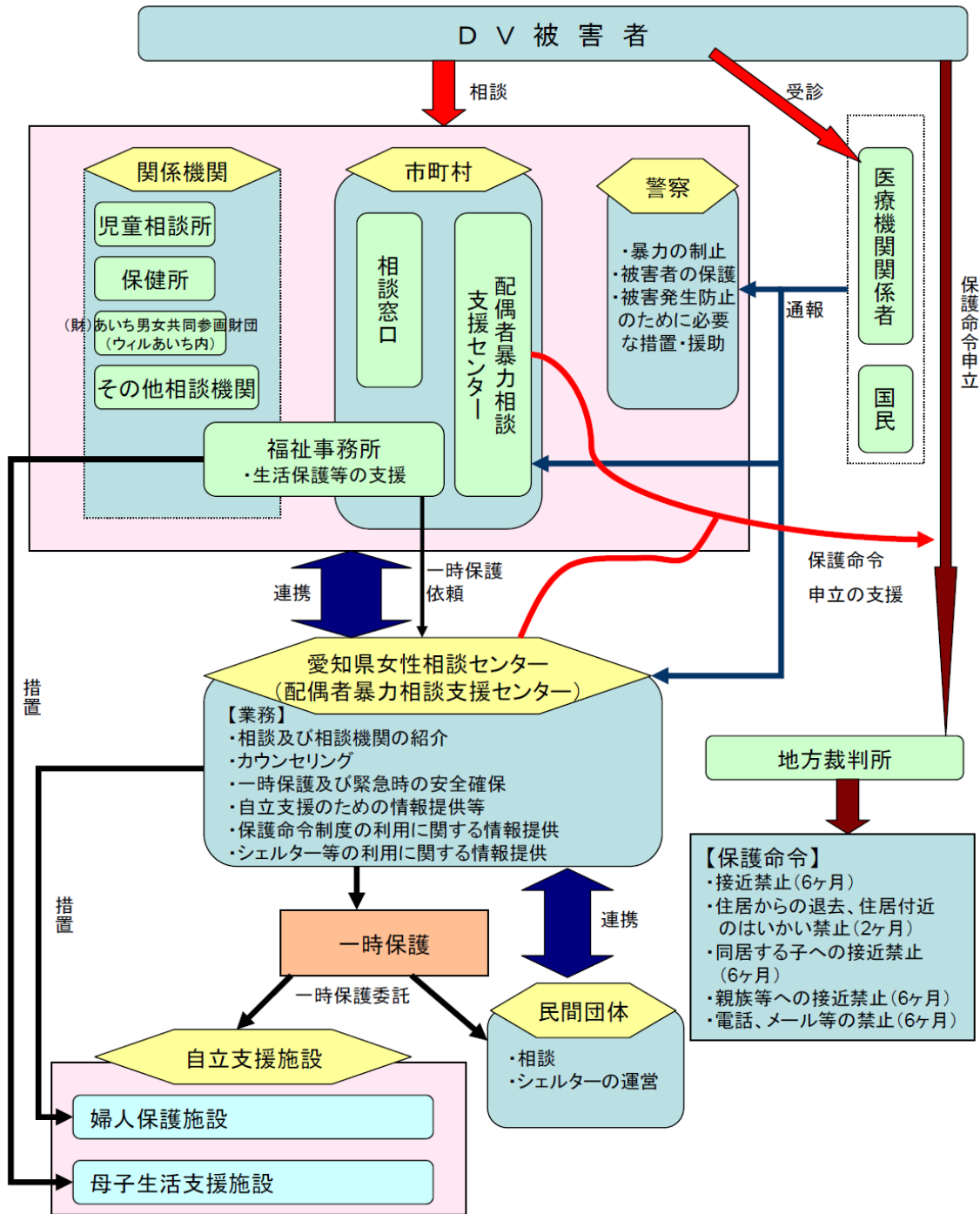
- (1) DV被害に対する正しい理解を促すとともに、被害者の心情に配慮し対応できるよう、職員を対象とした研修を行います。
- (2) 関係各課への「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の配布により、被害者への二次被害*の防止及び対応力の向上を図ります。
- (3) 地域福祉関係者に対し、総会や各種会議、研修会などを通じ、啓発や研修を行います。
- (4) 医療機関に対し、DV被害への理解や相談窓口の周知を図ります。

*二次被害・・・心身ともに傷ついている被害者への理解が不十分なために、不適切な言動で被害者をさらに傷つけること。

参考資料

愛知県「DV被害者保護・支援の流れ」	1
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	2
岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 検討会議設置要綱	11
岡崎市男女共同参画推進条例	13

DV被害者保護・支援の流れ



「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」より

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町

村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的しゅう羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の

付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからロまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからロまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合につい

て準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び

秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画検討会議設置要綱

(設置目的)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定及び第3次岡崎市男女共同参画基本計画に基づき、岡崎市におけるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）対策の総合的な推進を図ることを目的として、「岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定に資するため、岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に関すること
- (2) その他検討会議の目的を達成するため必要と認められる事項

(組織)

第3条 検討会議は、DVに関与する学識者、民間支援団体および行政関係の中から、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会議の座長は、委員の互選により定める。
- 3 この検討会議の目的を円滑に達成するため庁内検討部会を設置することとし、その構成員は、別表2に掲げる課等の職員をもって充てる。
- 4 庁内検討部会の座長は、文化活動推進課長をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条による依頼をした日から平成24年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会議及び庁内検討部会は、それぞれの座長が招集するものとする。

- 2 検討会議及び庁内検討部会は、必要に応じて、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 検討会議及び庁内検討部会の事務局の庶務は、文化芸術部文化活動推進課において行う。なお、事務局の運営に際しては、こども部家庭児童課と連携してこれを行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議及び庁内検討部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表1

検討会議委員名簿

(任期：平成23年8月1日～平成24年3月31日)

会長	村林 聖子	愛知学泉大学 准教授
副会長	隠岐 美智子	NPOフェミニストサポートセンター・東海 理事長
委員	坂 鏡子	名古屋学芸大学 准教授
委員	可児 康則	愛知県弁護士会 両性の平等に関する特別委員会副委員長
委員	竹中 秀彦	京ヶ峰岡田病院 精神保健福祉士 部長
委員	河口 秀	愛知県岡崎警察署 生活安全課長
委員	堀田 伊久子	愛知県女性相談センター 所長

別表2

庁内検討部会構成員

市民生活部市民課
市民生活部市民協働推進課
文化芸術部文化活動推進課
福祉保健部生活福祉課
福祉保健部障がい福祉課
福祉保健部長寿課
福祉保健部国保年金課
保健所健康増進課
こども部家庭児童課
こども部保育課
建築部住宅課
岡崎市民病院地域医療連携室
教育委員会学校指導課

岡崎市男女共同参画推進条例

平成17年3月29日

条例第5号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取組にも呼応して男女共同参画社会基本法をはじめとした男女共同参画関連の法律が整備されてきた。

矢作川流域の緑豊かな大地に住む私たち岡崎市民は、輝かしい歴史と伝統の恩恵を受けながら積極的にまちづくりを進めているが、今なお性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習が根深く存在し、真の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている。

少子高齢化や国際化など地域社会が大きく変化する中で、男女が対等なパートナーとして、豊かで生き生きと充実した人生を送ることができる社会を築くためには、市民と市が一体となって、なお一層、この課題の解決に取り組んでいくことが必要である。

私たち岡崎市民は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を願い、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせること若しくは相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、社会のあらゆる分野において自主的かつ積極的に行われなければならない。

- (1) 男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、その人権が尊重され、自己の意思と責任によりそれぞれの生き方を選択し、その性別にかかわらず、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担意識に捕われることなく、あらゆる活動に参画できるよう、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立なものとなるよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定、計画の立案等に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とが両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画社会の形成のための取組が国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。
2 市は、市民、教育に携わる者、市民団体及び事業者が行う男女共同参画推進のための活動を支援しなければならない。

3 市は、国、県その他の関係機関と協力し、連携を図りながら男女共同参画を推進しなければならない。

4 市は、自ら率先して男女共同参画を推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深めるとともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第6条 家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に基づいて教育を行うよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、活動方針の決定、計画の立案等において、男女が共に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の基本理念にのっとり、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、労働者が職業生活と家庭その他の生活の両立ができるよう就業環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

4 何人も、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を正当化し、又は助長する表現その他の不適切な性的表現を行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、岡崎市男女共同参画推進審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(参画機会の格差の是正)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及びその他の関係者と協力して積極的改善措置に関する情報の提供その他格差を是正するために必要な支援をするよう努めなければならない。

(体制等の整備)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、必要な体制及び拠点施設を整備するとともに、必要な財

政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第13条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について、公表するものとする。

(学習の支援等)

第14条 市は、男女共同参画についての市民の関心と理解を深めるため、市民の男女共同参画に関する学習を支援するとともに、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育において情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(男女共同参画に関する相談等)

第16条 市民は、市長に対し、次に掲げる男女共同参画に関する事項について相談又は意見の申出をすることができる。

(1) 男女共同参画に係る人権侵害に関すること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

2 市長は、前項に規定する相談又は意見の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第3章 岡崎市男女共同参画推進審議会

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する必要な事項を審議するため、岡崎市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(規則への委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき策定されている市の男女共同参画計画(「ウィズプランおかざき21」をいう。)は、第10条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

発行：平成24年3月
岡崎市 文化芸術部 文化活動推進課
〒444-0059 岡崎市康生通西4丁目71番地
TEL：0564-23-6222（直通）
FAX：0564-23-3165
E-Mail：katsudo@city.okazaki.aichi.jp
